

令和8年度 地域クラブ活動所属地区認定について (新規登録団体、令和5年度のみに登録実績がある団体が対象)

愛媛県中学校体育連盟

1 地域クラブ活動の所属地区についての考え方

令和6年度より、地域クラブ活動の県中学校総合体育大会・新人体育大会（県総体・新人）の予選は、団体が所属する地区の地区中学校総合体育大会・新人体育大会（地区総体・新人）に参加することになります。そのため、各地域クラブ活動の所属地区（市町）を明確にする必要があります。

地域クラブ活動が所属地区を申請（希望）する手続き（以下、項目2に詳細を記載）は、各団体の実態に即した地区を選択できるようにするためのものです。決して、地域クラブ活動が自身の団体に都合のよい地区を選択するためのものではないことをご理解ください。県中体連としては、適切な所属地区の申請・認定が行われ、全ての団体がそれぞれの地区の団体として受け入れていただける事を望んでいます。

なお、この所属地区申請（認定）は、各地区総体・新人への参加を希望（認定）するためのものであり、市町の「認定地域クラブ活動」や「補助金等の申請」とは関係ありません。

2 地域クラブ活動所属地区の申請について

地域クラブ活動の所属地区は、原則として、登録住所（団体所在地）のある地区とします。ただし、登録住所のある地区では、チームの実態と異なる地区になってしまう場合は、以下に示す②または③のいずれかの根拠を持って、所属地区を申請することができます。

手続きは、1次登録時に「R8 愛媛県中体連登録様式データ 様式3」及び、下記の添付資料等をもって行います。

【所属地区の根拠】

- ① 登録住所（原則）：中体連登録内容、競技団体登録内容が一致していること。（※1）
- ② 活動拠点：活動拠点が所属を希望する地区にあること。

（主となる活動施設がある場合に限る。（※2））

- ③ 所属選手の構成：最も多くの選手の在籍する地区であること。（※3）

※1 競技団体に登録した内容が分かるもの（競技団体のホームページの各団体の登録内容管理画面を印刷したものなど）を資料として添付すること。

※2 団体の規約（活動拠点を記載しているもの）や、ホームページ等で公開している資料などを添付できることが望ましい。施設を利用したことが分かる領収書などでも良い。

※3 令和8年度県中体連登録（1次登録）時の中学2年～小学6年の所属選手（2次登録で貴団体に所属（登録）することが見込まれる選手のみ）の名簿を添付すること。実際の2次登録時の登録選手と異なることがあってもよいが、「最も多くの選手が在籍する」という条件は必ず満たすこと。（提出名簿の様式は特に定めない。所属選手の氏名、ふりがな、性別、学年、学校名を記載すること。）

《注意》

一度決定した所属地区を変更することは認めません。年度が変わっても、申請時に根拠として示した条件が変更しても所属地区の変更は認めません。「地域」の団体として、所属地区において継続した活動を実施する事を念頭に置いて、所属地区の申請手続きを行ってください。